一(一)　保安林の所在場所　群馬県桐生市黒保根町上田沢字十二窪八九五、字蕨平甲九五六、乙九五六、字細程二〇四三、二〇四五、二〇四六、二〇四七の一、二〇四七の四、二〇四八の一、二〇四九の二から二〇四九の四まで、二〇五〇、二〇五二から二〇五六まで、二〇五八、二〇六〇から二〇六二まで、字清水屋形二〇六五・二〇六六・二〇七〇から二〇七三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二〇六三、二〇六四、二〇六七から二〇六九まで、二〇七四、乙二〇七九、二〇八一、二〇八二、二〇八四、二〇八五の一、二〇八五の二、二〇八六から二〇九〇まで、二〇九二、二〇九五、二〇九六、二一〇〇、二一〇二、二一〇四、二一〇五、字西釜柿二一一〇、二一一一、二一一四から二一二〇まで、二一二三、二一二七、二一二八、二一三〇、二一三一

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　群馬県高崎市榛名山町字**樽**ノ沢三七八の一、みどり市東町沢入六六七の三、六六八、甲七〇二の一、甲七〇二の二、乙七〇二、七〇三から七〇五まで、甲七〇六の二、七〇七の一、字赤面一九〇〇の一五四、一九〇〇の二七、一九〇〇の四三七、一九〇〇の一五五、一九〇〇の四三八

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字**樽**ノ沢三七八の一（次の図に示す部分に限る。）、東町沢入六六七の三、六六八、甲七〇二の一、甲七〇二の二、乙七〇二、七〇三から七〇五まで、甲七〇六の二、七〇七の一、字赤面一九〇〇の一五四、一九〇〇の二七、一九〇〇の四三七、一九〇〇の一五五、一九〇〇の四三八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一(一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡高山村大字尻高字戸室四四四二、四四四三の一

(二)　指定の目的　水源の涵養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字戸室四四四二・四四四三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町宮田字久保山一二九九、一三〇一、一三〇二、一三〇四の一、字中ノ山一三〇五（次の図に示す部分に限る。）、吾妻郡中之条町大字岩本字池田三一八二の三、三一九七の二、三二〇〇の五、大字五反田字白久保三五三四の三、利根郡みなかみ町高日向字大日陰八四五の三、八四六の三、八四七の一、大字小日向字アテラ沢一〇七九の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字久保山一二九九、一三〇一、一三〇二、一三〇四の一、字中ノ山一三〇五、字池田三一八二の三、三一九七の二、字白久保三五三四の三、八四六の三、八四七の一、字アテラ沢一〇七九の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに渋川市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町上増田字熊ノ谷一七四六、高崎市吉井町上奥平字欅尾一九五二の三、字鴻ノ巣二一六六、みどり市東町小中二六四、二六五、一一五八、一一五九の一、一一五九の二、一一六〇、東町荻原甲六五四・六五五の二・六五七（以上三筆について次の図の示す部分に限る。）、乙六五四、六五六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三(一)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字欅尾一九五二の三、字鴻ノ巣二一六六、東町小中二六四、二六五、一一五八、一一五九の一、一一五九の二、一一六〇、東町荻原甲六五四、乙六五四、六五五の二、六五六、六五七

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　群馬県北群馬郡榛東村大字新井字桃泉三五一七の二、三五一八・三五二一の一・三五二一の二・三五二二の二・三五二五・三五二七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、三五三〇の二、三五三一の二、三六五七の一、三六五八、三六五九、三六六〇の二、三六六〇の四、三六六一の五、高崎市倉渕町権田字大沢日影五三四三、字三塚原五三四四の二七〇、五三四四の二七三、五三四四の二七五、五三四四の二七七、五三四四の二七九、五三四四の二八三、五三四四の二八八、五三四四の二九一、五三四四の二九四、五三四四の二九五、五三四四の一〇七五、甘楽郡南牧村大字六車字新井平四六一の一、四六三（次の図に示す部分に限る。）、字下久根五四一、乙五四二（次の図に示す部分に限る。）、五四三の二、五四三の三、甲五四四、乙五四四、五四六の一、丙五四六、吾妻郡中之条町大字上沢渡字笹平一三三二の五、字駒寄一三三五の三、一三三六の五、一三三六の六

二　指定の目的　土砂の流出の防備